

○山口県警察における無線電話局の運用に関する訓令

令和4年5月30日

本部訓令第25号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 運用

第1節 通則（第3条－第9条）

第2節 通信統制官（第10条・第11条）

第3節 統制局（第12条－第14条）

第4節 通信従事者（第15条・第16条）

第5節 異常時の特別措置（第17条・第18条）

第3章 雑則（第19条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、山口県警察における警察無線電話局による通信（以下「通信」という。）の正常かつ能率的な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線電話局 無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備及び当該設備の操作を行う者の総体をいう。
- (2) 通話 無線電話局によって文言等を送受することをいう。
- (3) 県内通信系 山口県警察が運用する無線電話局により構成される県単位の信系をいう。
- (4) 移動局 携帯し、又は自動車、船舶、航空機等に積載し、移動中又は特定しない地点に停止中運用する無線電話局
- (5) 固定局 固定地点相互間の無線通信を行うために設置された警察本部、警察署等の無線電話局
- (6) 基地局 移動局と無線通信を行うために設置された警察本部、警察署等の無線電話局

第2章 運用

第1節 通則

（無線電話局の任務）

第3条 無線電話局は、警察の責務を遂行するために必要な通信を取り扱うことを任務とする。

（通話の内容）

第4条 通話の内容は、警察の責務を遂行するために必要な事項でなければならない。

2 通話の内容は、略語を使用するなど簡潔明瞭なものでなければならない。
(濫用の防止)

第5条 通話は、濫用してはならない。
(内容の秘匿)

第6条 通話に当たっては、電波の拡散性を考慮し、常に内容の秘匿に留意しなければならない。特に必要がある場合は、暗語等を使用しなければならない。
(秘密の保持)

第7条 通話の取扱いに従事する者（以下「通信従事者」という。）若しくは従事した者又はこれに関係のある者若しくは関係のあった者は、法令の定めるところにより、通信の秘密を保持しなければならない。
(通話の種類)

第8条 通話の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 至急通話 特に急を要する通話で、普通通話を中断して送受することができるもの

(2) 普通通話 至急通話以外の通話
(細則の規定)

第9条 無線電話局の呼出方法、応答方法その他この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 通信統制官

(通信統制官の指定)

第10条 警察無線通話要則（昭和40年警察庁訓令第3号）第15条第1号の規定により、警察本部長が指定する通信統制官は、地域部通信指令課長をもって充てる。

(通信統制官の業務)

第11条 通信統制官は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 通信順位の設定その他通信の宰領に関すること。

(2) 通信の監視及び指導に関すること。

(3) その他通信の使用管理に関し必要な業務

2 通信統制官は、その業務の一部を通信の使用目的に応じ、適当と認める者に委任することができる。

第3節 統制局

(統制局の指定)

第12条 県内通信系の統制局は、地域部通信指令課とする。

(統制局の任務)

第13条 統制局は、県内通信系の通信について、その宰領を行うとともに、通信上の事故防止を図り、速やかに通信を処理するように努めなければならない。

(代行統制局)

第14条 通信統制官は、天災その他やむを得ない事由により統制局の機能が停止したときは、県下の全部又は一部の地域を指定して、指定する警察署に統制局の任務を代行させることができる。

第4節 通信従事者

(固定局等の通信従事者の要件)

第15条 固定局及び基地局の通信従事者は、電波法施行令（平成13年政令第245号）第2条第3項第2号に掲げる第2級陸上特殊無線技士の資格を有する者をもって充てる。

(通信従事者の任務)

第16条 通信従事者は、その配置に係る無線電話局により構成される通信系の状況等を把握し、当該無線電話局の機能を最高度に発揮するように努めなければならない。

第5節 異常時の特別措置

(通信制限)

第17条 通信統制官は、天災、事変その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「異常時」という。）その他警察責務を遂行するために必要と認める場合は、必要な通信制限を行い、重要な通信の確保を図らなければならない。

(非常通信等の取扱い)

第18条 通信統制官は、異常時において必要と認めるときは、山口県警察で運用する無線電話局に、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に規定する非常通信その他法令で定める通信を取り扱わせることができる。

第3章 雑則

(無線業務日誌の様式)

第19条 電波法第60条に規定する無線業務日誌の様式は、別に定める。